

大分県障害児適正就学指導委員会規則

(昭和四九. 五. 二一 教育委員会規則第八号)

一部改正 平成十九. 四. 一 教育委員会規則第十六号

最終改正 平成二一. 三. 三一 教育委員会規則第八号

(設置)

第一条 障害を有する学齢児童及び学齢生徒（以下「障害児」という。）に対し、障害の種別及び程度の的確な判定及び就学指導により、その能力及び特性に応ずる適切な教育を行い、もって教育の機会均等の確保を図るため、大分県教育庁に大分県障害児適正就学指導委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(業務)

第二条 委員会は、大分県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 市町村教育委員会から大分県立の特別支援学校に就学させるべき旨の通知のあった障害児の障害の種別及び程度の判定等に関すること。
- 二 市町村の設置する障害児の判定等に係る機関に対する指導助言に関すること。
- 三 障害児の保護者に対する教育相談その他特別支援教育の啓発に関すること。

(組織)

第三条 委員会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- 一 関係医療機関の医師
- 二 児童福祉施設の職員
- 三 特別支援学校及び特別支援学級を設置する公立の学校の校長及び教員
- 四 その他教育長が必要と認める者

(任期)

第四条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 委員会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第六条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(部会)

第七条 委員会に、第二条に規定する業務を分担させるため、次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 一 視覚障害部会
- 二 聴覚障害部会
- 三 知的障害部会
- 四 肢体不自由部会
- 五 病弱・虚弱部会
- 六 その他必要な部会

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

(庶務)

第八条 委員会の庶務は、大分県教育庁特別支援教育課において処理する。

(委任)

第九条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。